

医事研 ヘルパーステーション HOT

指定訪問介護事業及び予防給付型訪問サービス運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社医療事務研究会が開設する 医事研 ヘルパーステーション HOT (以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護事業所及び予防給付型訪問サービス(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者(以下「訪問介護員等」という。)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護及び予防給付型訪問サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者などの心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 医事研 ヘルパーステーション HOT
- 2 所在地 北九州市小倉北区浅野3丁目8番1号 (AIMビル4階)

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事務所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定訪問介護及び予防給付型訪問サービスの提供に当たるものとする。
- 2 サービス提供責任者 2名
介護福祉士 2名
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護及び予防給付型訪問サービスの利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画及び予防給付型訪問サービス計画の作成等を行う。
- 3 訪問介護員等 2級課程修了者 3名以上
介護福祉士 1名
訪問介護員等は、指定訪問介護及び予防給付型訪問サービスの提供にあたる。
- 4 事務職員 1名
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日(但し12月31日～1月3日迄休みとする)
- 2 営業時間 午前9時から午後5時30分までとする。

(サービス対応日は月～土。サービス対応時間は8:00～19:00)

(指定訪問介護及び予防給付型訪問サービスの内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護及び予防給付型訪問サービスの内容は次のとおりとし、指定訪問介護及び予防給付型訪問サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護及び予防給付型訪問サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護給付負担割合証の割合に応じた金額とする。

訪問介護内容

身体介護・・・食事介助、排泄介助、入浴介助、ともに行う家事、買物同行等
生活援助・・・調理、掃除、洗濯、買物代行等

予防給付型訪問サービス

介護予防を目的とした家事等の支援

料金

1 ※別紙参照

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- ①サービス実施地域の境から、片道おおむね 10km未満 200円
- ②サービス実施地域の境から、片道おおむね 10km以上20km未満 400円
- ③サービス実施地域の境から、片道20km以上の場合は5km毎に50円加算

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記入押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、北九州市内の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第9条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じるものとする。

- ① 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

③ その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等)による虐待を受けた

と思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第10条 指定訪問介護及び予防給付型訪問サービス事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

④ 採用時研修

採用後1ヶ月以内

⑤ 継続研修年2回以上

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなく

なった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は有限会社医療事務研究会と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成11年 12月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年 9月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年 2月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年 1月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年 6月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年 6月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年 7月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年 12月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年 5月13日から施行する。

附 則

この規程は、令和 1年 12月 1日から施行する。

附 則

この規定は、令和 5年 4月21日から施行する。

料金表 [令和6年4月1日現在]

①身体介護

内容	単位	金額(1割負担)	(2割負担)	(3割負担)
20分以上30分未満	244単位	249円	499円	748円
30分以上60分未満	387単位	396円	791円	1186円
60分以上90分未満	567単位	579円	1158円	1737円
それ以降30分ごとに82単位が加算				

②生活援助

内容	単位	金額(1割負担)	(2割負担)	(3割負担)
20分以上45分未満	179単位	183円	366円	549円
45分以上	220単位	225円	450円	674円

③予防給付型訪問サービス

内容	単位	金額(1割負担)	(2割負担)	(3割負担)
週に1回	1,176単位	1,201円	2,402円	3,602円
週に2回	2,349単位	2,399円	4,797円	7,195円
上記以上 (要支援2のみ)	3,727単位	3,806円	7,611円	11,416円